⑷　参加表明書の提出期限の日から契約の相手方と決定する日までの期間において、「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領」に基づき、当社から「地域４」において競争参加資格停止を受けていないこと。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　参加表明者の実績及び能力

⑵　配置予定管理技術者の経験及び能力

⑶　配置予定担当技術者の経験及び能力

⑷　業務実施体制

4　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　配置予定管理技術者の経験及び能力

⑵　配置予定担当技術者の経験及び能力

⑶　業務への取組み姿勢

⑷　特定テーマに対する技術提案

⑸　参考見積

5　手続等

⑴　担当部署　〒950―0917 新潟県新潟市中央区天神１－１　東日本高速道路株式会社　新潟支社　技術部調達契約課　一郷　友和　電話025―241―5116

⑵　契約図書の交付期間及び方法

イ　交付期間　令和２年10月13日（火）から令和２年10月30日（金）まで

ロ　交付方法　当社ホームページに掲載する。

⑶　参加表明書の提出期限、場所及び方法

イ　提出期限　令和２年10月30日（金）16時00分

ロ　提出場所　上記⑴に示す担当部署

ハ　提出方法　手続き開始の公示（説明書）に基づき参加表明書を作成し、提出期限内に郵送（締切日必着で書留郵便又は信書便に限る）すること。

⑷　技術提案書の提出期限、場所及び方法

イ　提出期限　令和３年１月25日（月）16時00分

ロ　提出場所　上記⑴に示す担当部署

ハ　提出方法　手続き開始の公示（説明書）に基づき技術提案書を作成し、提出期限内に郵送（締切日必着で書留郵便又は信書便に限る）すること。

6　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証　必要

⑶　契約書の作成　必要

契約責任者は落札者決定後、契約書作成までの間に、契約書の取り交わし、保管を電子契約により行うことを落札者と協議し、落札者の同意を得た場合には電子契約により契約書の取り交わし、保管を行う。

⑷　支払条件

イ　前金払　無

ロ　部分払　無

⑸　上記２⑵に掲げる競争参加資格（調査等）の認定を受けていない者も記５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑹　技術提案書のヒアリングを実施する。

⑺　詳細はホームページに掲載する手続開始の公示（説明書）による。

7　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 42

⑵　Subject matter of the contract : Road weather information service of Niigata regional head office operating area

⑶　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 30 October 2020

⑷　Deadline for submission of proposals : 4 : 00 P.M. 25 January 2021

⑸　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑹　Contact point for tender documentation : Ichigo Tomokazu, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Niigata Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 1―1, Tenjin, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, 950―0917 Japan TEL 025―241―5116

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和２年10月13日

契約責任者　中日本高速道路株式会社

金沢支社長　片岡　慎一

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　17

1　調査等概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　調査等名　北陸自動車道　覆工再生工に関する技術開発業務

⑶　業務内容　本業務は、供用下における矢板工法トンネル覆工再生工を施工するにあたり、覆工切削技術・防護構造・現場打再生覆工コンクリートの技術開発を行うものである。

⑷　履行期間　契約締結日の翌日から360日間

⑸　工事への適用する予定の高度な検証を必要とする技術について、あらかじめ当該技術の実証等を行い、その実証等の結果を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合においては、技術開発・工事分離発注方式を適用するものである。なお、技術開発・工事分離発注方式では、当該工事に必要となる技術開発と工事を分離し、それぞれ個別に発注する方式であり、技術開発に係る不確定要素が高く、開発した技術の工事への適用性等の高度な検証を必要と考えられる場合に適用する。

2　参加資格

⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」第11条の規定に該当しない者であること。

⑵　「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく、「平成31・32年度中日本高速道路株式会社調査等競争参加資格」のうち「トンネル設計」に登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく調査等競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）であること。

⑶　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,400点以上の土木工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,400点以上（土木工事）であること。以下同じ。）であること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（いずれも上記⑵⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　技術提案書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑹　施工実績　平成17年度以降に元請けとしてしゅん功認定された次の工事実績を有すること。なお、求める実績に対して提出できる工事は１件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

①　求める実績

・ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積50㎡以上で延長2,500m以上あるトンネルの工事（複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。）

②　国内の自社又は協力会社において技術実証に必要な設備及び場所を確保していること。

⑺　申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　技術提案書（技術開発者）を特定するための評価基準

⑴　トンネル覆工の切削方法

⑵　防護工の構造

⑶　再生覆工コンクリート